

日本応用地質学会からのお知らせ

◆緊急事態措置の実施期間延長を受けての日本応用地質学会の対応

5月4日、安倍内閣総理大臣から今般の新型コロナウイルス感染症に対して緊急事態措置の実施期間の延長が発表されました。この延長を受けまして、日本応用地質学会としては引き続き次の対応を行うことと致しましたので、お知らせ申し上げます。なお、緊急事態措置期間が変更された場合、区域が変更された場合の対応につきましては、それぞれが決定された時点で改めてお知らせ申し上げます。

1. 東京都において緊急事態措置が実施される期間は、学会事務局を閉鎖します。ただし、事務局の最低限の業務はテレワークにて遂行致します。
2. 各都道府県において緊急事態措置が実施される期間は、当該都道府県におけるすべての行事および会合を実施されないようお願い致します。当該都道府県におけるこの間の学会に関わる活動は、対面では行わずメールや電話にて行うこととし、止むを得ず実施する場合は、人数を限定した上で、密閉、密集、密接の条件下とならないよう配慮をお願い致します。

以上の対応につきまして会員各位のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年5月8日

一般社団法人日本応用地質学会  
会長 脇坂安彦